

○津山工業高等専門学校研修施設使用規程

〔平成18年9月26日
規程第57号〕

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校研修施設（以下「研修施設」という。）の使用については、別に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研修施設は、本校学生及び教職員の研修等並びに学生の課外活動を促進するために使用することを目的とする。

(使用の範囲)

第3条 研修施設は、次の場合に使用することができる。

- (1) 本校学生及び教職員が研修又は合宿を行う場合
 - (2) その他公的機関等が行う研修又は合宿で校長が適当と認めた場合
- 2 本校学生が使用する場合は、指導教員が指導にあたるものとする。

(使用期間及び時間)

第4条 研修施設の使用期間及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 合宿の場合の使用期間は、原則として1回6泊7日をもって限度とする。
- (2) 宿泊をしない場合の使用時間は、原則として9時から20時までとする。

(管理)

第5条 研修施設は、学生課が管理する。

(使用手続)

第6条 本校学生で研修施設を使用したい者は、合宿の場合は合宿許可願（別紙様式）を、合宿以外の場合は許可願（津山工業高等専門学校学生準則様式第12号）を、使用開始日の10日前までに学生課学生生活係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 第3条第1項第2号に該当し、施設の使用許可を受けようとする者は、不動産使用許可申請書を使用予定日の20日前までに、学生課学生生活係に提出し、校長

の許可を受けなければならない。この場合、本校教職員が代理に使用許可申請書を提出することができる。

3 使用の許可を受けた者が、その使用を取消し、又は使用期間若しくは人員の変更をしようとするときは、速やかに学生課学生生活係に届け出るものとする。

4 使用を許可された者で、使用料等を納付しなければならない者は、別に定める使用料等を期限までに総務課に納付しなければならない。

(火気の使用)

第7条 火気の使用は、原則として認めない。ただし、必要と認める場合は、許可することができる。

(使用上の注意)

第8条 研修施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 使用許可を受けた目的以外には、使用しないこと。

(2) 施設・設備の取扱いには十分注意し、使用期間中は、これらの整理整頓及び清掃を行うこと。

2 火気の使用を許可された者は、その取扱いに十分注意しなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 研修施設の使用にあたって使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用許可の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 使用許可の条件に違反したとき。

(2) 使用上の注意に違反したとき。

(3) 使用許可願に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(4) その他管理上支障があると認められたとき。

(弁償責任)

第10条 研修施設を使用する者が、故意又は過失により、施設、設備又は備品を損傷した場合は、その実費を弁償するものとする。

(雑則)

第11条 その他研修施設の使用について必要な事項は、その都度校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月26日から施行する。

別紙様式

合 宿 許 可 願

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

指導教員名

指導教員名

指導教員名

部 名

代 表 者 工学科 年 組

氏 名

下記のとおり合宿を行いたいのので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 目的

2 合宿場所 (学内) 合宿研修施設 教室
(学外)

3 合宿期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 計 日間
集合予定 時 解散予定 時

4 合宿参加指導教員名

5 合宿日程

時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
月日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	

6 参加者氏名 (寮生には、氏名の前に○印を付すこと)

年	組	氏 名	年	組	氏 名	年	組	氏 名
							合計	名

* 途中参加についても記入の事。